

地方財政の健全化及び地方債制度に 関するアンケート調査結果

総務省自治財政局財務調査課・地方債課
平成27年4月16日

アンケート調査結果（地方財政の健全化）

アンケート調査結果(地方財政の健全化) 目次

1 地方公共団体財政健全化法の課題

1-1 オーバーナイト

I アンケート結果概要 ……P1

II アンケート結果内容①～③ ……P3

1-2 公有地信託

I アンケート結果概要 ……P6

II アンケート結果内容①～③ ……P7

1-3 その他負債として認識すべきもの

I アンケート結果概要 ……P9

2 各種財政指標

I アンケート結果概要 ……P10

II アンケート結果内容①～④-2 ……P11

3 その他

I アンケート結果内容 ……P16

1 地方公共団体財政健全化法の課題

1-1 オーバーナイト

I アンケート結果概要

※ 今回のアンケート調査においては、オーバーナイトは『一般会計から第三セクター等に対して貸し付けた短期貸付金について、年度末に一旦全額返済させ、翌年度当初に貸し付ける処理』と設定している。

- ◆ オーバーナイトを実施している団体 都道府県:24団体、市区町村:122団体
(うち継続的に実施している団体 都道府県:11団体、市区町村:49団体)

→ P.3

- ◆ オーバーナイトの対象は、
都道府県では、「その他の第三セクター等※」(72.0%)が一番多く、「土地開発公社」(14.0%)が次に多い。
市区町村では、「その他の第三セクター等※」(63.8%)が一番多く、「土地開発公社」(33.6%)が次に多い。

※「その他の第三セクター等」とは、地方三公社を除く第三セクター、地方独立行政法人をいう。

→ P.4

- ◆ オーバーナイトを行っている主な理由は、
都道府県では、「一時的な資金繰りの確保のため」(42.0%)、「第三セクター等の金利負担軽減のため」(34.0%)、「経営難の第三セクター等への経営支援」(10.0%)の順に多い。
市区町村では、「一時的な資金繰りの確保のため」(45.4%)、「第三セクター等の金利負担軽減のため」(32.9%)、「経営難の第三セクター等への経営支援」(21.1%)の順に多い。

→ P.4

1-1 オーバーナイト

【参考】単コロ・オーバーナイトのイメージ

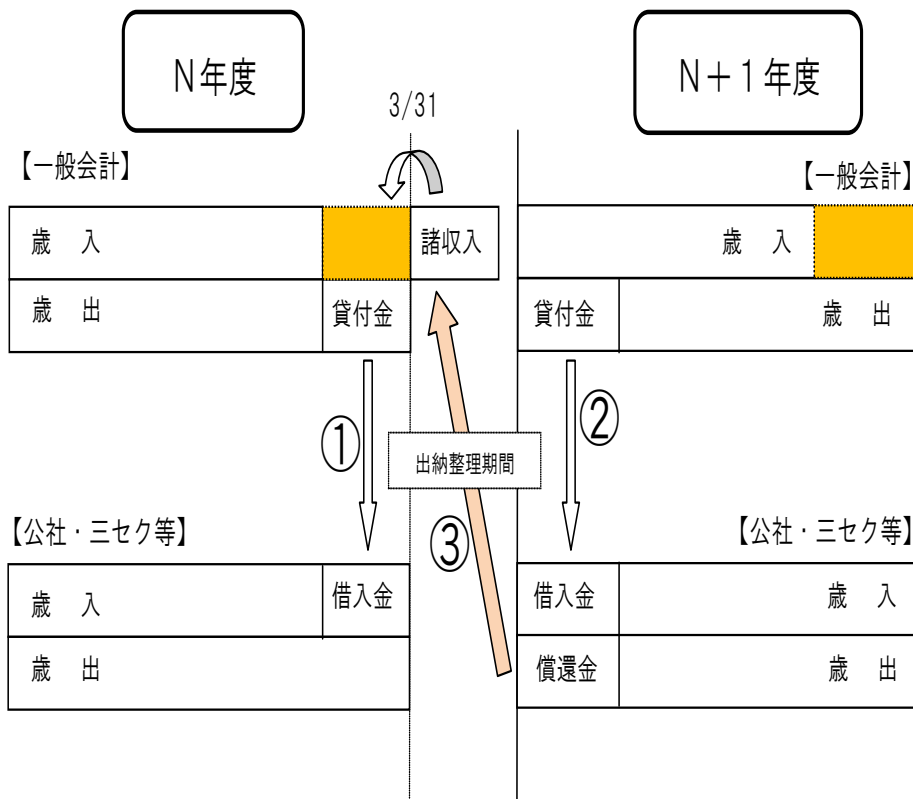
(単コロ)

一般会計からの次年度の短期貸付金を財源とする第三セクター等からの返還金を、出納整理期間中に、一般会計の当該年度の歳入とすることを繰り返す手法。

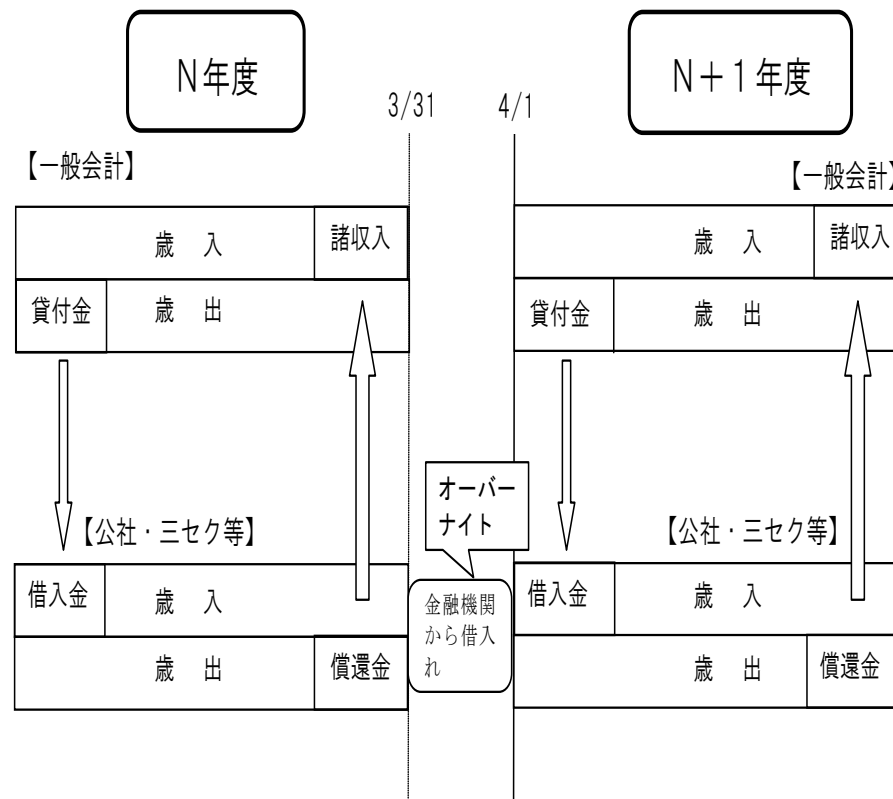
(オーバーナイト)

一般会計から第三セクター等に貸し付けた短期貸付金について、年度末の3月末に一旦全額返済させ、翌年度初日に再度貸し付けるもの。その間、第三セクター等は金融機関から1泊2日で資金を借り入れる。

【単コロ】



【オーバーナイト】

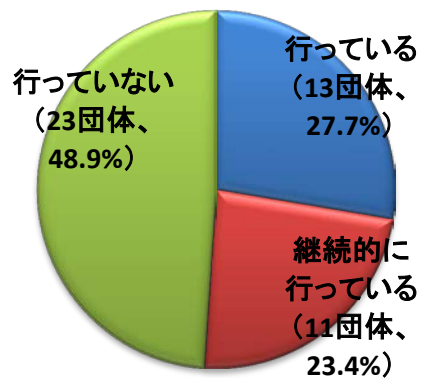


1-1 オーバーナイト

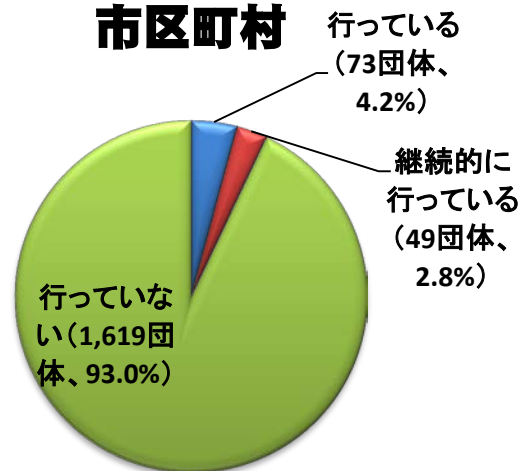
Ⅱ アンケート結果内容①

(1) 実施の有無

都道府県



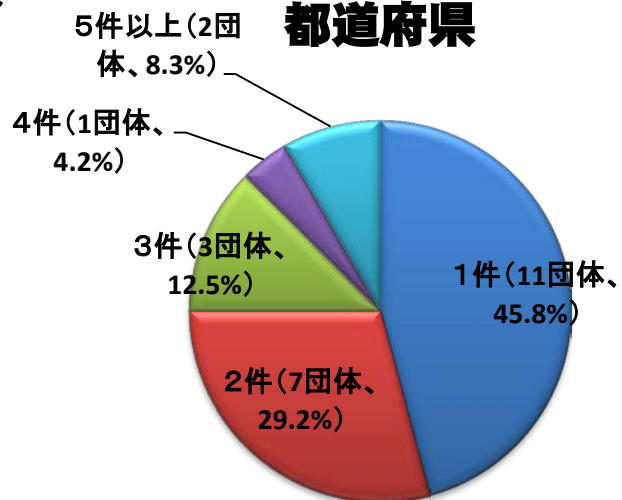
市区町村



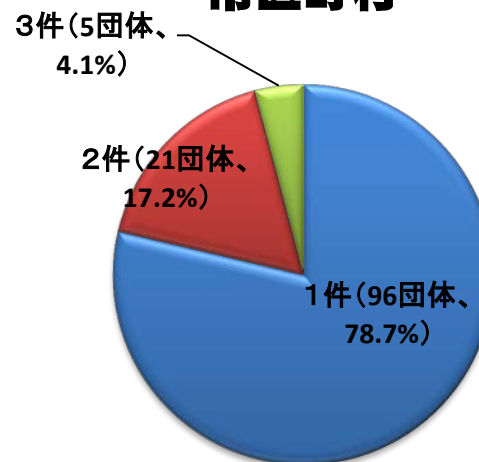
※「行っている」とは、25年度→26年度に単年度貸付を行っているものを指す。

(2) 件数

都道府県



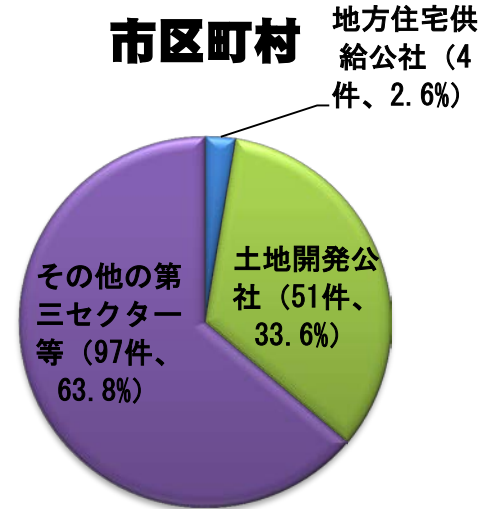
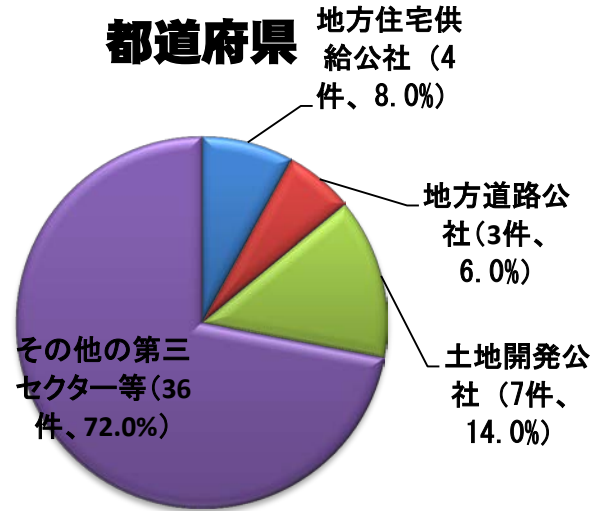
市区町村



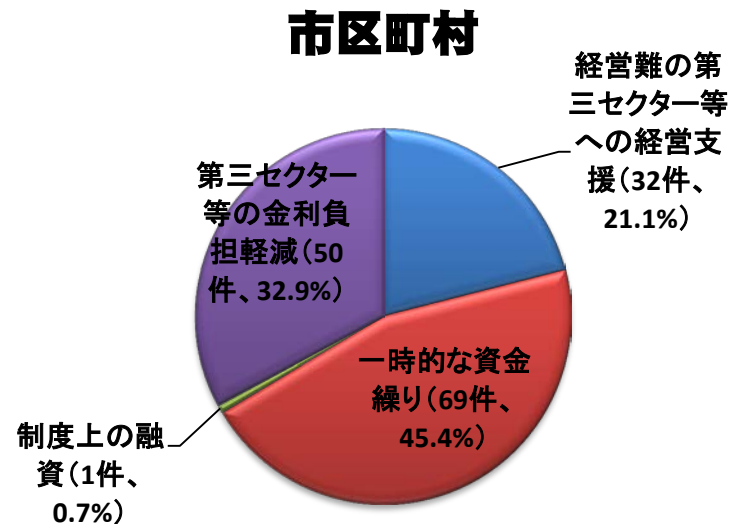
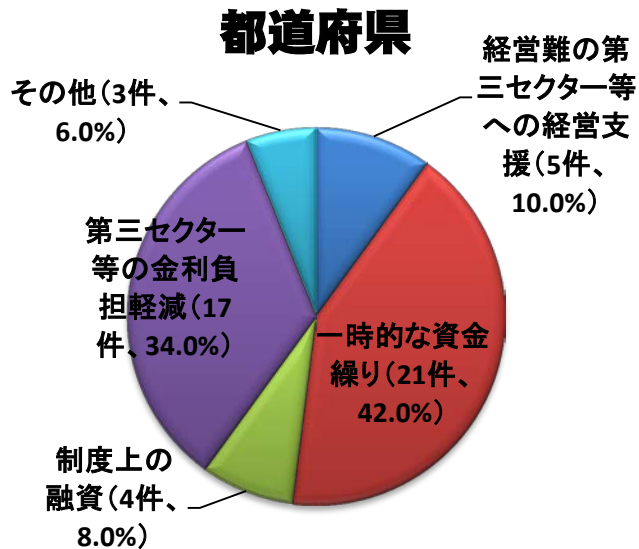
1-1 オーバーナイト

Ⅱ アンケート結果内容②

(3) 対象



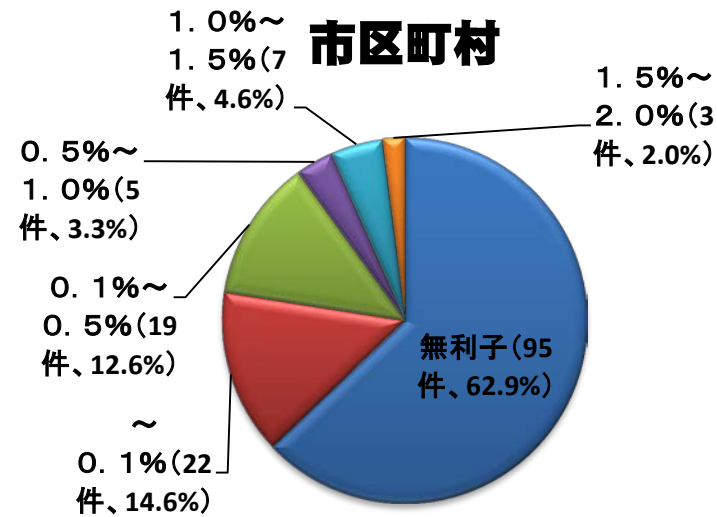
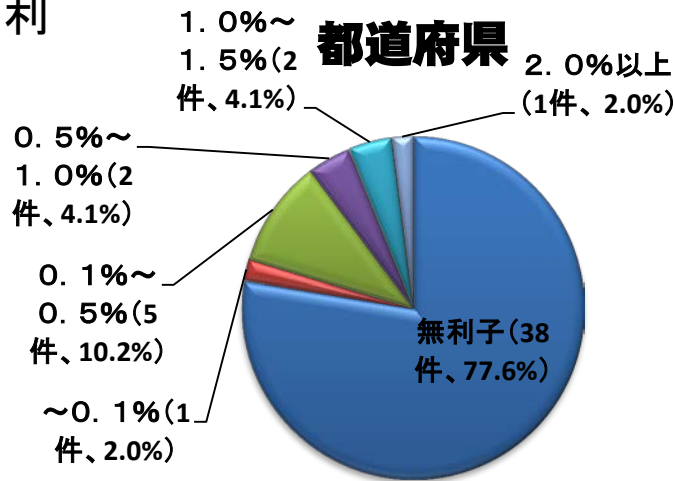
(4) 理由



1-1 オーバーナイト

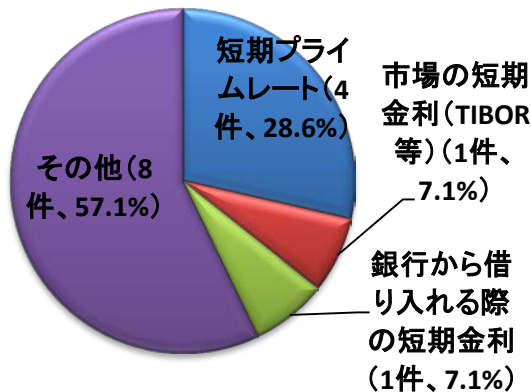
II アンケート結果内容③

(5) 金利

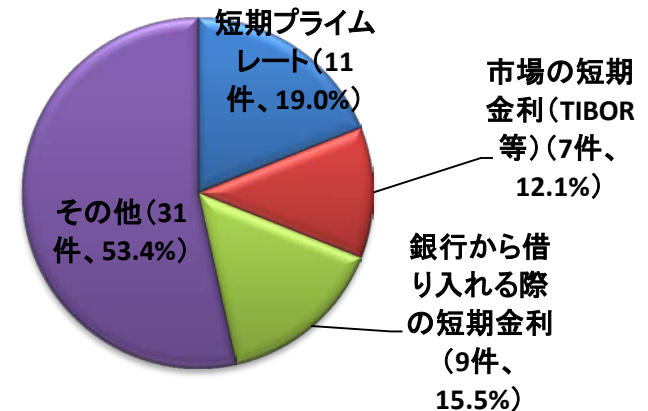


(6) 金利水準の設定方法

都道府県



市区町村



※「その他」には、大口定期預金利率を基準に設定、政府系資金の利率を基準に設定、第三セクター等と協議の上設定などがある。

1-2 公有地信託

I アンケート結果概要

- ◆ 公有地信託を行っている(た)団体数 都道府県:12団体、市区町村:14団体

→ P.8

(うち、現在も契約継続中の団体 都道府県:7団体、市区町村:6団体)

- ◆ 旧信託法(平成19年9月30日より前)に基づく契約を締結している(た)団体数
都道府県:11団体、市区町村:13団体

- ◆ 団体が損失補償等の債務を負う契約をしていた団体数 なし

→ P.8

【参考】

○ 旧信託法(平成19年9月30日より前)に基づく契約の場合

旧信託法は、信託財産の管理に要する費用や受託者の過失なくして生じた損害について、受益者に対する補償請求を認めている。(旧信託法第36条第2項)

経済情勢の悪化等により負債が生じた事例で、受益者(地方自治体)に補償を求めた最高裁判決がある。

○ 新信託法(平成19年9月30日以降)に基づく契約の場合

新信託法においては、受益者に対する補償請求を認めた規定はない。(ただし、当事者間の特約により受益者が債務を負うことはある。)

- ※ なお、信託事業とは別途、受託者(信託銀行等)が金融機関から融資を受けるために、地方自治体が金融機関に対し、損失補償をしている事例があった。

- ◆ 今後、公有地信託を実施予定の団体数 2団体

→ P.9

(具体例)駅前市有地を信託。受託者がビルを建設し、テナント(保育所等)に賃貸する事例

1-2 公有地信託

Ⅱ アンケート結果内容①

事例

<事業内容>

- ・ 信託銀行(受託者)に市有地を信託し、信託銀行が信託土地に建物(ホテル・賃貸オフィス・賃貸マンション等)を建設し、株式会社が当該建物の管理運営。
- ・ 建設費 1,027億円
- ・ 営業開始 平成5年～

<期間>

- ・ 昭和63年3月29日～平成27年3月31日

<債務を負う契約の有無>

- ・ なし

<信託事業の運営状況>

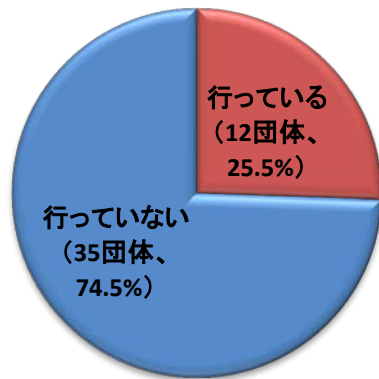
- ・ 信託事業による配当はなし。
- ・ 平成21年～平成24年 信託銀行(受託者)が、弁済期日が到来した借入金について借換えができなかったため、自己資金による立替払いにより弁済。(637億円)
- ・ 平成22年 信託銀行(受託者)が市に対し、立替払いに係る費用の支払いを求める訴訟を提起。
- ・ 平成26年 高等裁判所の和解勧告を受け、市が信託銀行(受託者)に和解金(637億円)を支払うことで和解成立。
- ・ 平成27年3月31日 信託契約解除

1-2 公有地信託

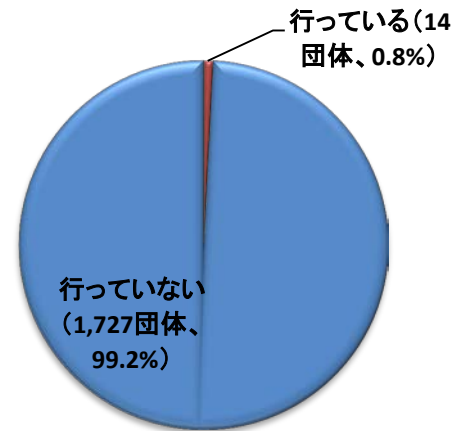
Ⅱ アンケート結果内容②

(1) 実施の有無

都道府県

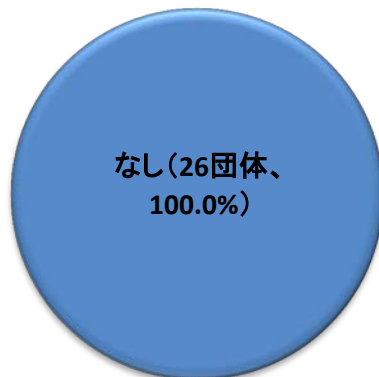


市区町村



(2) 損失補償など団体が負債を負う契約の有無

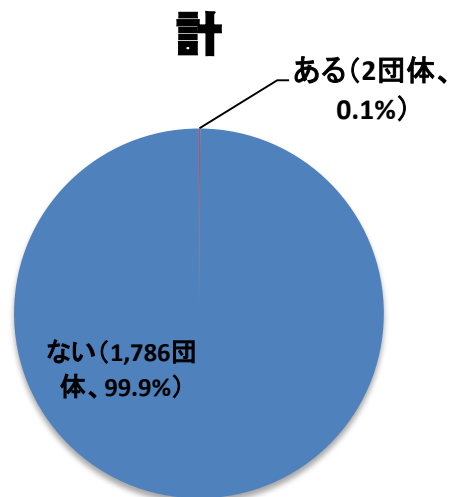
計



1-2 公有地信託

Ⅱ アンケート結果内容③

(3) 今後の公有地信託の実施予定の有無



※あると回答した2団体は一市一町で、いずれも現在実施中の事業の継続を検討。

1-3 その他負債として認識すべきもの

I アンケート結果概要

- ◆ 将来負担額等の負債として認識すべきと感じているもの(単コロ、オーバーナイト、年度を越えた基金の繰替運用、公有地信託を除く。)として、「老朽施設の除却、更新、維持補修費」(22件)という意見が多かった。

また、「建設事業以外の債務負担行為」についても、負債として認識すべきとの意見があった。

2 各種財政指標

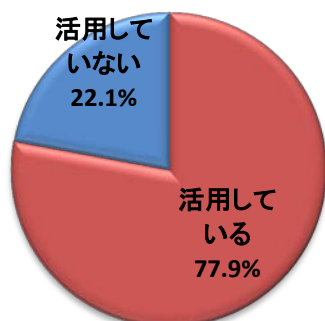
I アンケート結果概要

- ◆ 既存指標で財政分析によく活用すると回答があったのは、「実質公債費比率」(89.0%)、「経常収支比率」(88.3%)、「財政力指数」(77.9%)、「将来負担比率」(74.2%)の順に多かった。
→ P.11
- ◆ 独自の指標を設定している団体 都道府県:4団体、市区町村:21団体
→ P.12
- ◆ 複数の指標を組み合わせて活用している団体 都道府県:2団体、市区町村:20団体
→ P.13
- ◆ 既存指標に対する意見では、「財政指標の整理・統合が必要」(9件)という意見が多かった。
(
 - ・ 公会計制度導入に伴い、より多角的な分析が可能となることから、指標の統合整理などを行い、分かりやすい指標としていただきたい。(他8件))

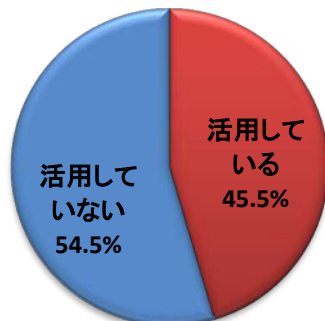
2 各種財政指標

Ⅱ アンケート結果内容①

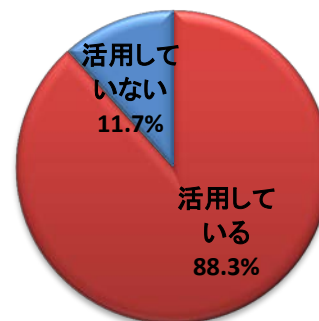
○ 既存の財政指標の活用状況(都道府県・市区町村合計の活用割合(%))



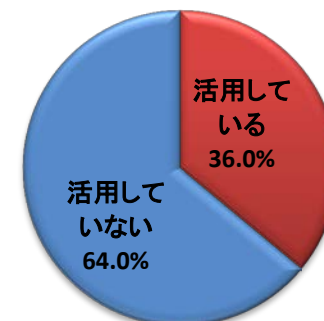
財政力指数



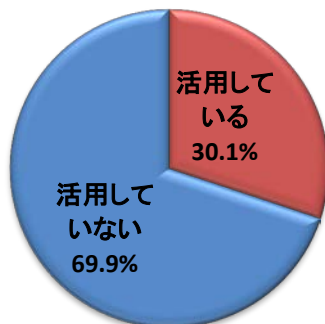
実質収支比率



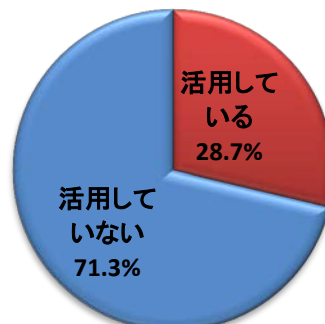
経常収支比率



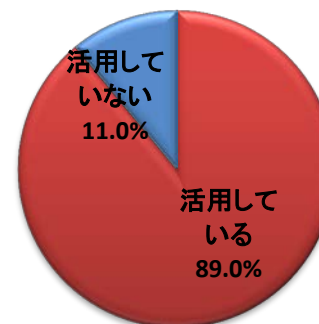
公債費負担比率



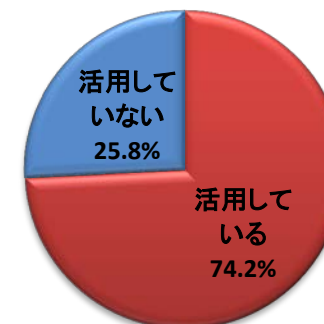
実質赤字比率



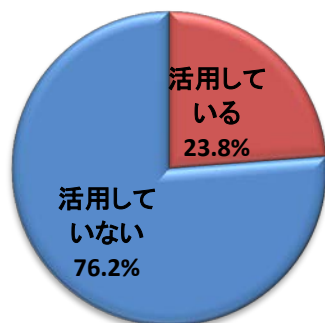
連結実質赤字比率



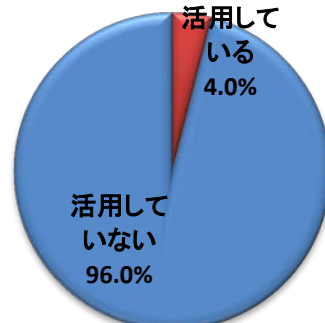
実質公債費比率



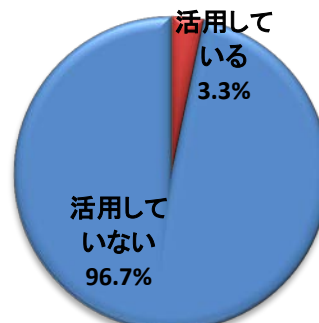
将来負担比率



資金不足比率



資産老朽化比率



債務償還可能年限

2 各種財政指標

II アンケート結果内容②

◆ 独自に開発した指標を活用している事例(主なもの)

<地方債残高比率>

算定式 : 地方債残高 ÷ 標準財政規模

活用内容: 地方債残高を標準財政規模で割ることで、他団体と比較して地方債を発行しすぎていないかを把握することができる。

<財政調整基金比率>

算定式 : 財政調整基金残高 ÷ 標準財政規模

活用内容: 財政調整基金残高を標準財政規模で割ることで、他団体と比較して財政調整基金残高が過大または過小となっていないかを把握することができる。

<資金確保比率>

算定式 : (実質収支 + 財政調整基金・減債基金残高) ÷ 標準財政規模

活用内容: その年度の実質収支に財政調整基金及び減債基金の残高を加えた額を標準財政規模で割ることで、他団体と比較して短期的な資金収支が健全であるかどうかを把握することができる。

<プライマリーバランス>

算定式 : 地方債元利償還額 - 地方債発行額

活用内容: 地方債残高の総量を抑制できるように、地方債発行額をその年度の地方債の元利償還額以内とすることを目標としている。

2 各種財政指標

Ⅱ アンケート結果内容③

◆ 財政指標を組み合わせて活用している事例(主なもの)

<将来負担比率×実質公債費比率>

実質公債費比率が低くても将来負担比率が高ければ償還期間を比較的長く設定しているにすぎない可能性が判明。

<将来負担比率×資産老朽化比率>

将来負担比率が低くても資産老朽化比率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性が判明。

<経常収支比率×資金確保比率>

財政運営の硬直度と短期的な資金収支の健全性の各指標を合わせることで、経常収支比率が低くとも、資金確保比率も低い状態であれば、予期しえない支出増加等に対して十分に対応できない事態が発生する懸念があることが判明。

<地方債平均償還期間×債務償還可能年限>

中長期における資金収支の健全性を判断するため、債務償還可能年限が地方債平均償還期間を上回らないよう目標を設定。

2 各種財政指標

Ⅱ アンケート結果内容④－1

◆ その他の既存指標に対するご意見(主なもの)

<経常収支比率>

- ・ 経常収支比率算定において、現行、将来負担の軽減、財政運営の健全化のため、臨時財政対策債を抑制すればするほど、分母が小さくなる(比率が悪くなる)仕組みに疑問あり。より適切かつ正確な財政状況の把握に資するため、算定における「発行額」を「発行可能額」とするなどの検討が必要。
- ・ 経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標ではあるが、一般的には70%から80%程度が適正な水準とされているものの、近年、生活保護費や障害者自立支援給付費等の扶助費が増加し、全国平均で90%を上回っている状況で、これを引き下げることは困難な状況。

<実質公債費比率>

- ・ 臨時財政対策債を満期一括償還により調達する場合、積立を交付税措置(3年据置)に合わせて実施すると、ストック指標の考え方である減債基金積立不足額が加算されるため、不利な算定になる。また、据置期間中の年度割相当額については交付税措置のない元利償還金として計算される。

<資金不足比率>

- ・ 資金不足比率は、基準外の繰り出しで下げることができるので、経営の健全化につながらない場合がある。

<公債費負担比率>

- ・ 公債費負担比率は実質公債費比率に含まれる数値であり、実質公債費比率で足りるのではないか。

2 各種財政指標

Ⅱ アンケート結果内容④－2

<その他>

- ・ 性質別の歳出状況に関しての他都市との比較や経年分析を行うにあたり、義務的経費の中で、人件費はラスパイレス指数、公債費は実質公債費比率等の指標を主に用いるが、扶助費については適当な指標が存在しない。
- ・ 人口動態も含めた視点で潜在する地方負担の将来推計を捕捉するという観点から、税收等の歳入確保などといった面を加味し、より実態的に各自治体の将来的な負担への対応能力を考察するため、地方債残高や将来負担比率等に生産年齢人口の将来推計を組み合わせた新たな指標を設定しては如何か。
- ・ 公会計制度導入に伴い、より多角的な分析が可能となることから、指標の統合整理などを行い、分かりやすい指標としていただきたい。また、自治体の負担軽減にも配慮いただきたい。
- ・ 総務省と財務省との指標の統一

3 その他

I アンケート結果内容

◆ その他健全化法の運用上課題と感じているもの(主なもの)

<将来負担比率>

- ・ 将来負担額の算定において、PFI事業に係る公共公用施設建設事業に係る債務負担行為に基づく支出予定額については、「支出の原因となる行為の履行が完了し、その支出額が確定しているもの」と記載要領上整理されているため、例えばH28に工事が完了する事業についてH26に債務負担行為を行ったとしても、H26、H27の将来負担額に算入されないこと。
- ・ 将来負担額に、特定目的基金を充当する予定の事業に係る経費が算入されていないにもかかわらず、条例で用途を定めている特定目的基金残高を充当可能財源として控除するのは、実態を捉えていない。将来負担比率の算定に当たっては、後年度に特定目的基金を充当する予定の事業に係る経費を算入するか、充当可能基金を、財政調整基金及び減債基金のみとする、又は特定目的基金は将来負担額に算入した経費に充てる基金に限定する、などとすべきである。
- ・ 社会資本のストックの更新需要にかかる経費が将来負担に含まれていない。
- ・ 健全化判断比率において、保有資産も含めた算定を検討してほしい。

<その他>

- ・ 健全化判断比率の改善により財政状況がよくなっているように見えるが、その裏には、今後見込まれる公共施設の更新費用や一部事務組合の施設の更新費用等が隠れていることを説明していく必要がある。
- ・ 自治体の政策は必ずしも指標だけでは評価できない面もある。

アンケート調査結果（地方債制度）

協議不要対象団体数・届出実施団体数について

- 平成24年度から平成26年度までの間で、協議不要対象団体数は増加している。
- 届出実施団体数については、協議不要対象団体である年度は毎年度実施した団体が214団体、届出を実施した年度と実施していない年度がある団体が174団体、一度も実施していない団体が1,267団体となっている。

1. 協議不要対象団体数の推移

	協議不要対象団体数		
	H24年度	H25年度	H26年度
都道府県	20	32	34
指定都市	14	18	19
市区町村	1,273	1,536	1,582
全団体合計	1,307	1,586	1,635

2. 平成24年度から平成26年度までの届出実施団体数

	平成24年度から平成26年度までの届出実施団体数		
	協議不要対象団体である年度は毎年度実施	届出を実施した年度と実施していない年度がある	一度も実施していない
都道府県	22	0	12
指定都市	9	7	3
市区町村	183	167	1,252
全団体合計	214	174	1,267

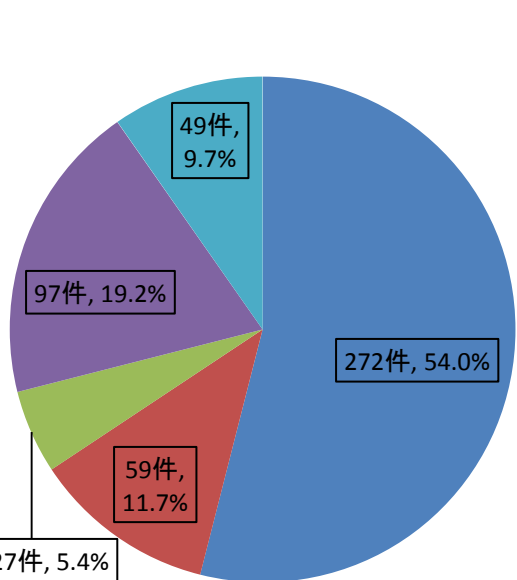
※ 健全化判断比率に関する要件を満たしていても協議不要基準額を超える地方債の協議等を行ったことにより協議不要対象団体とならなかった団体もあった

届出を実施したメリットについて

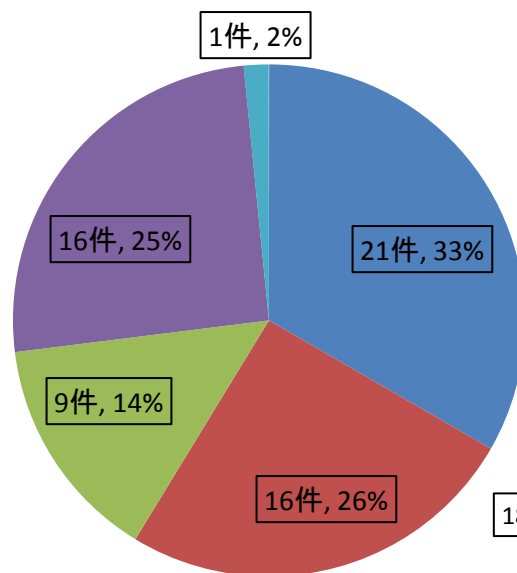
○ 全団体・市区町村では、「事務負担軽減」の回答が5割を超えて最も高く、次いで、「国等との手続時期の柔軟化」の回答の割合が高くなっている。一方、都道府県・指定都市では、全団体と比べると、「新発債の早期発行」「発行時期平準化」の回答の割合が高くなっている。

その他の意見として、「特段メリットを感じなかった」、「事務負担の軽減が想定していたほど大きくなかった」、「貸付金利の優位性」という回答も一定数あったところ。

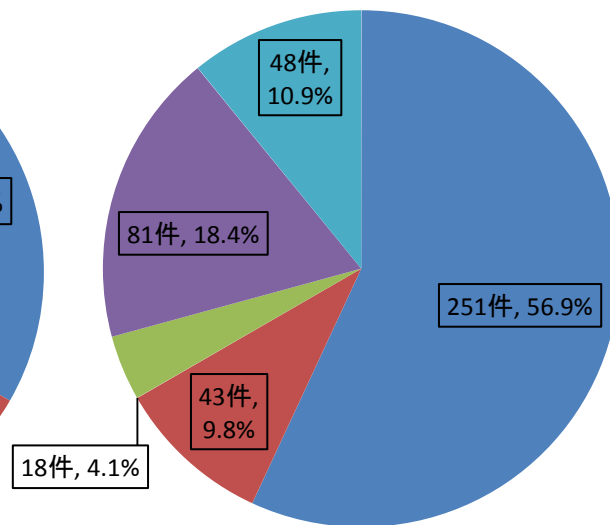
全団体



都道府県・指定都市



市区町村

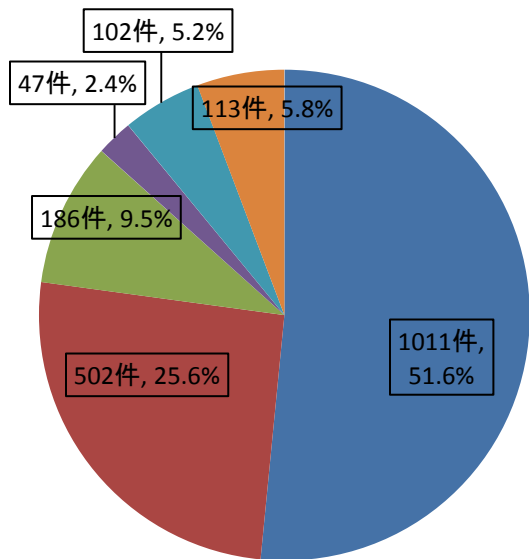


- ①事務負担軽減
- ②新発債早期発行
- ③発行時期平準化
- ④国等との手続時期柔軟化
- ⑤その他

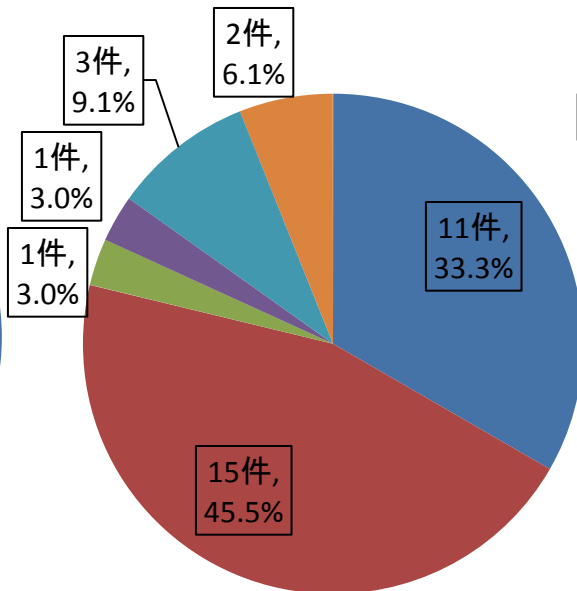
届出を実施しなかった理由

- 全団体・市区町村では、「公的資金の借入れのため協議に一本化した」の回答の割合が約5割と最も高く、次いで、「上半期に地方債発行の需要がなかったため協議に一本化した」の回答の割合が高くなっている。
一方、都道府県・指定都市では、「上半期地方債の発行需要なし」の回答の割合が最も高く、次いで、「公的資金の借入れのため協議に一本化した」の回答の割合が高い。
- その他の意見としては、「届出と協議で事務手続に大差がなかったため」、「同意書が欲しいため」といった回答があった。

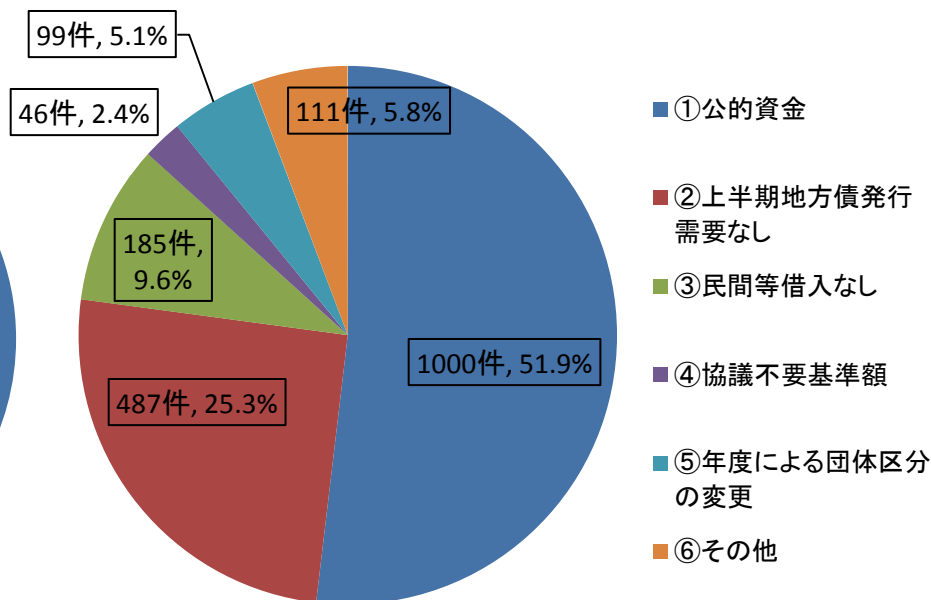
全団体



都道府県・指定都市



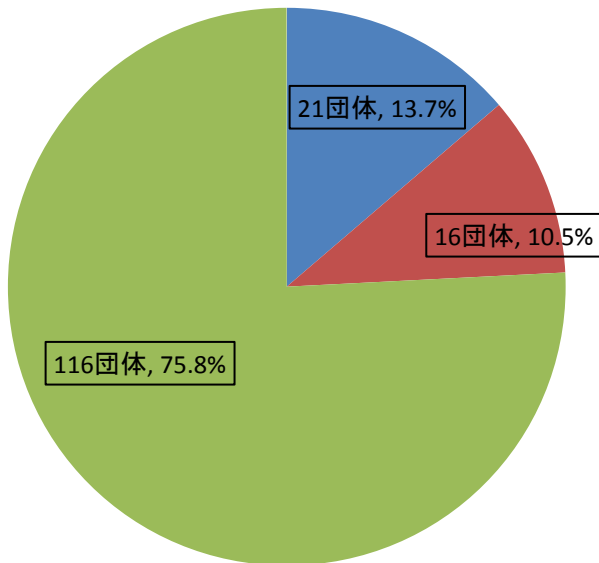
市区町村



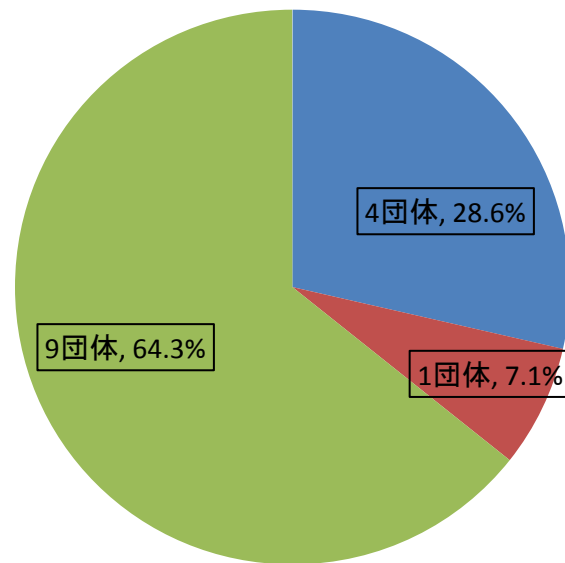
今後の届出意向とその理由

- 全団体で21団体が今後実施予定、16団体が今後実施予定なしと回答。
- 都道府県・指定都市で4団体、市区町村で17団体が今後実施予定と回答。
- 届出実施予定なしと回答した16団体の理由は、「公的資金の借入れのため協議に一本化する予定」、「上半期に地方債発行の需要がなかったため協議に一本化する予定」の回答が多く、「民間等資金の借入れをしていない」、「手続き過程で、適債性の確認等もなされるため協議に一本化する予定」の回答もあった。

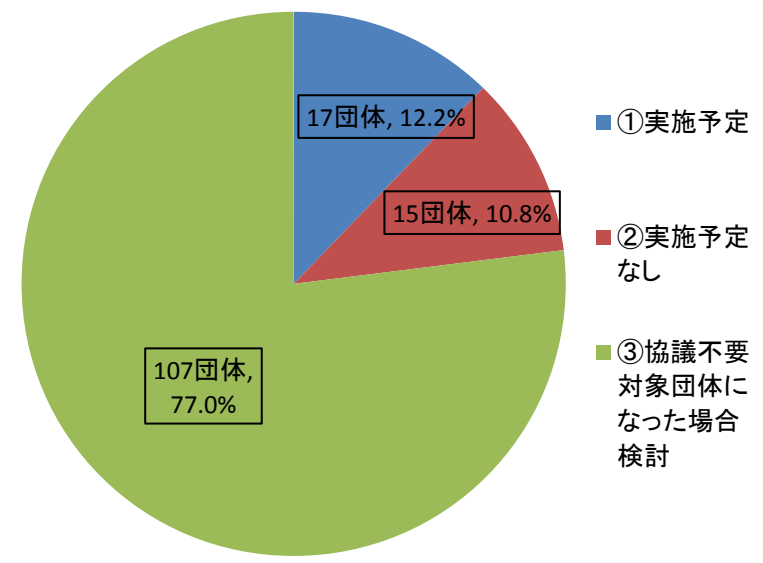
全団体



都道府県・指定都市



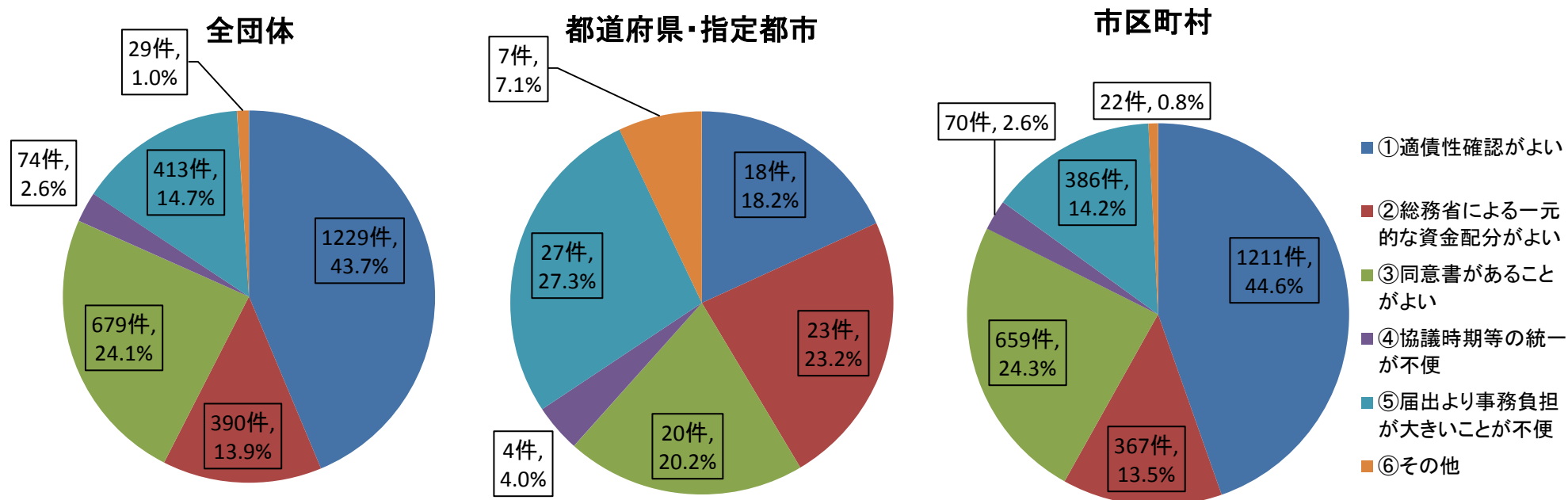
市区町村



- ①実施予定
- ②実施予定なし
- ③協議不要対象団体になった場合検討

協議制度に対する評価

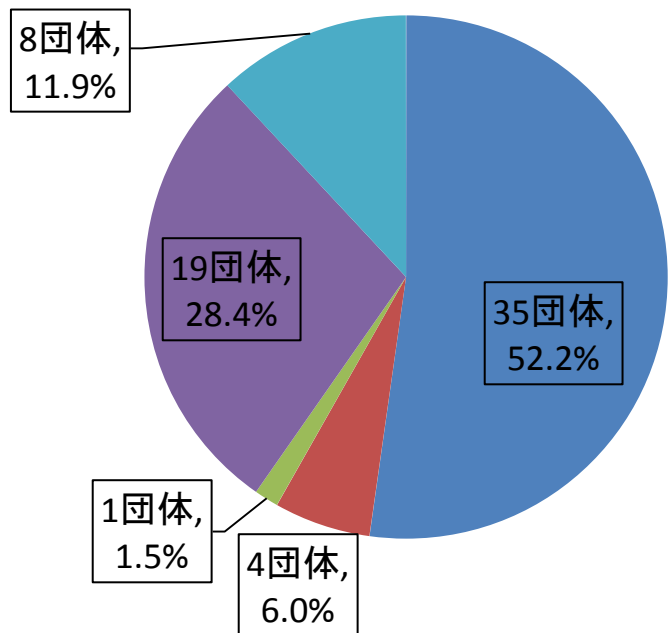
- 全団体・市区町村では、「適債性の確認がよい」の回答の割合が最も高く、次いで、「同意書があることがよい」の回答の割合が高い。
- 都道府県・指定都市では、「届出より事務負担が大きいことが不便」の回答の割合が27.3%と最も高く、次いで、「総務省による一元配分がよい」の回答の割合が高い。その他では、「協議制度が地方債の信用維持・地方財政の健全性の確保に寄与している」という意見があった。
- 協議時期等に対する意見では、①協議回数(随時、地方議会に合わせて年4回、国庫補助の交付決定の内示時期に柔軟に対応できるようにして欲しい、最終協議を必ず実施するようにして欲しい等)と、②協議時期(1次協議、2次協議それぞれ早めて欲しい、遅くして欲しい)について意見があったところ。



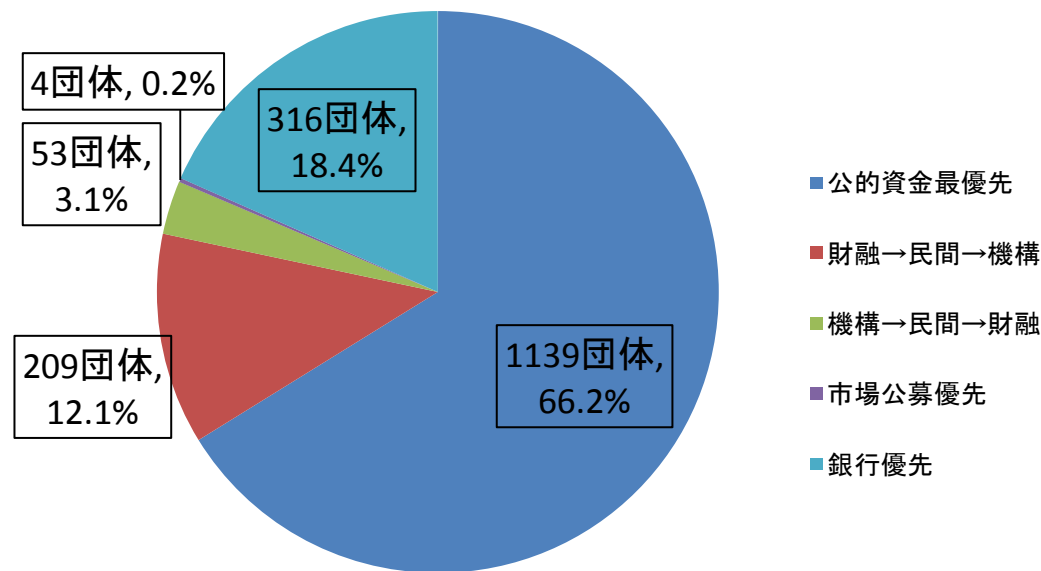
資金の借入順位・最も重視していること

- 都道府県・指定都市では、公的資金最優先(財政融資資金・機構資金を1位・2位としている)の団体が約5割を超えており、これらの団体で最も重視していることは、金利等の借入条件であり、その回答は約8割を占める。また、市場公募優先(市場公募を1位としている)の団体も約3割あり、これらの団体で最も重視していることは、市場からの安定的な資金調達であり、その回答は約8割を占める。
- 市区町村では、公的資金最優先の団体が約6割を超えており、これらの団体においては、金利等の借入条件を最も重視しているという回答が約9割を占める。また、市場公募優先の団体は少なく、銀行優先の団体が約2割を占めており、これら団体においては、金利等の借入条件又は地域の資金循環を促すための地元金融機関からの借入を最も重視しているという回答が多い。

都道府県・指定都市の借入先優先順位

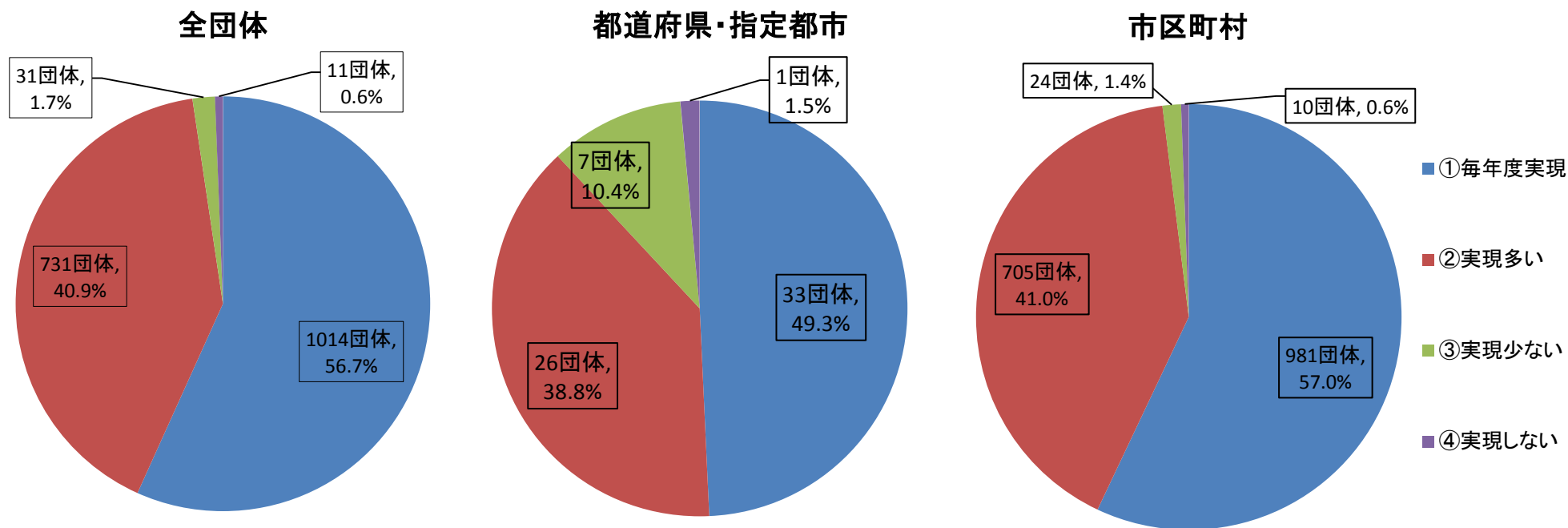


市区町村の借入先優先順位



借入先の優先順位の実現度合い

○ ほとんどの団体において、借入先の優先順位は実現している。



地方債発行に係る手続・地方債資金の調達に係る意見（主なもの）

<協議制度等に係る意見>

- 届出制度の要件のうち、実質公債費比率を16%未満から18%未満までの拡大
- 届出制度の対象に公的資金を加えることの検討
- 国予算等貸付金は、所管省庁のチェックがあるため、健全化判断比率とは関係なく届出の対象とすること
- 4月条件決定分の届出が実質的に不可能であるため、4月条件決定分の4月1日届出などの検討

<資金確保に係る意見>

- 地方公共団体金融機構資金の確保

<借入手続に係る意見>

- 財政融資資金の借入手続等の簡素化（提出書類、財務状況ヒアリング、実地監査、新たな指標による財務分析等）
- 繰越事業に係る財政融資資金の借入期限の5月までの延長

<その他の意見>

- 過疎対策事業債の対象事業や対象団体増に伴う地方債計画の計上額の確保
- 国庫補助の交付決定時期について、起債協議に間に合う時期とすること